

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

経済・生活苦での自殺者が年間7000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、平成18年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止(総量規制)などを含む同法が完全施行される予定となっている。

改正貸金業法成立後、国においては多重債務者対策本部を設置し、①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③金融経済教育の強化、④ヤミ金融の撲滅を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。これを受けて地方においても行政や民間団体がともに多重債務問題に取り組み、これまで多重債務者が大幅に減少するなど、着実に成果をあげてきている。

一方、昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより資金調達が制限された中小事業者の倒産が増加しているなどをことさら強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調が出てきている。しかしこれらは再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付制度の充実及びヤミ金融の撲滅などである。

よって、国においては、次の施策を実施するよう要望する。

記

- 1、改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2、自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3、個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4、ヤミ金融撲滅にむけた取り組みを一層充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成21年12月21日

宮城県美里町議会

議長 沼 津 敬太郎

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	江 田 五 月 殿
内閣総理大臣	鳩 山 由紀夫 殿
金融担当大臣	亀 井 静 香 殿
消費者担当大臣	福 島 瑞 穂 殿